

9.貨物利用運送事業の現況

貨物利用運送事業は、実運送事業者が提供する多様なサービスを荷主の各種の輸送ニーズに結びつける機能を果たすものであり、荷主と実運送事業者との間のコーディネーターとして、効率的で円滑な経済活動の進展に向け、より一層の拡充が望まれるところである。

〔1〕事業者等の概要

（1）事業者数の推移

九州管内における貨物利用運送事業者数は、毎年わずかながら増加している。今後も環境問題への配慮や、運転者不足問題の解決策として内航・鉄道の貨物利用運送事業者数は増加するものと考えられる。

（ア）県別事業者数

(令和3年3月末現在)

事業者別 機関別 県別	利用運送事業					合 計
	内 航	外 航	鉄 道	自 動 車	航 空	
福 岡	198	25	63	855	19	1,160
佐 賀	5	2	10	82	0	99
長 崎	45	0	8	78	1	132
熊 本	14	0	21	134	1	170
大 分	35	2	13	71	2	123
宮 崎	16	1	5	78	0	100
鹿 児 島	91	1	12	144	3	251
山 口	18	6	—	—	—	24
合 計	422	37	132	1,442	26	2,059

資料:九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

(注) 1. 山口県、宇部市、山陽小野田市、下関市、長門市を対象とし、海運のみを計上。